

『今後の建築基準制度のあり方について「木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性ある建築確認制度等の構築に向けて」(第二次報告)(案)』
に関する意見募集の開始について

平成 26 年 1 月 10 日

社会資本整備審議会建築分科会建築基準制度部会では、木造建築関連基準のあり方の検討、効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方について審議を行い、この度、これまでの部会での議論を踏まえた『今後の建築基準制度のあり方について「木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性ある建築確認制度等の構築に向けて」(第二次報告)(案)』が取りまとめられました。

この第二次報告(案)について、広く国民の皆様からご意見を募集することとしましたので、お知らせいたします。いただいたご意見については、今後の議論の参考にさせていただきます。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

『今後の建築基準制度のあり方について「木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性ある建築確認制度等の構築に向けて」(第二次報告)(案)』

2. 意見募集期間

平成 26 年 1 月 10 日(金)から平成 26 年 1 月 24 日(金)まで(必着)

3. 意見の提出方法

ご意見は、郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法で、下記 4. 提出先までご提出ください。ご意見につきましては、別添意見提出様式により、下記①～⑧をご記載ください。

①氏名(企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名)

②住所

③電話番号、メールアドレス

④職業(企業・団体の場合は不要)

※職業は以下の例に倣って記載してください。

例) 会社員、会社役員、公務員、パート・アルバイト、自営業、その他、無職等

⑤年齢(企業・団体の場合は不要)

⑥性別(企業・団体の場合は不要)

⑦ご意見

・ご意見該当箇所(頁・行)(意見ごとに記載)

・ご意見(簡潔に記載してください)

⑧ご意見の理由

4. 提出先

国土交通省 住宅局 建築指導課
建築基準制度部会事務局 宛

(件名に「第二次報告(案)に関する意見」と明記してください)

- ①郵送の場合：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
- ②FAXの場合：03-5253-1630
- ③電子メールの場合：kenshi@mlit.go.jp

5. 注意事項

- ①ご意見は日本語でご提出ください。
- ②提出されたご意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを予めご承知置きください。
※ただし、ご意見の中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人、法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該個所を伏せさせていただきます。
- ③電話でのご意見は受け付けておりません。
- ④皆様からいただいたご意見に対し個別にお答えすることはできませんので、予めご了承願います。
- ⑤期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの、個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容等については無効といたします。
- ⑥氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

6. 閲覧又は資料の入手の方法

○インターネットによる閲覧又は資料の入手

電子政府の総合窓口のパブリックコメントのホームページ

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

7. 参考 これまでの「建築基準制度部会」の開催状況

国土交通省「建築基準制度部会」ホームページ

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s203_kentikukijyun.html

《問い合わせ先》

国土交通省 住宅局

建築指導課 田伏 / 原 / 徳竹 (内線 39538 / 39545)

代表 03-5253-8111